

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 6 号

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39 万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条から第 5 条まで <省略></p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>35 万円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を限度として加算するものとする。</p> <p>2 及び 3 <省略></p> <p>附 則</p> <p>第 1 条から第 5 条まで <省略></p> <p><u>（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）</u></p> <p>第 6 条 被保険者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に<u>出産したときに支給する出産育児一時金についての第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「35 万円」とあるのは、「39 万円」とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の瀬戸市国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。